

平成28年度 社会資本整備総合交付金チェックシート

計画の名称: 関市地域住宅等整備計画(関市地域住宅計画)

市町村名: 関市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★ ①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★ ②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★ ③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★ ④関連する各種計画(住生活基本法等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保○ エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★ ①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★ ②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★ ①事業熟度が十分である。	○
★ ②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★ ③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

平成29年度 社会資本整備総合交付金チェックシート

計画の名称: 関市地域住宅等整備計画(関市地域住宅計画)

市町村名: 関市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★ ①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★ ②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★ ③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★ ④関連する各種計画(住生活基本法等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保○ エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★ ①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★ ②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★ ①事業熟度が十分である。	○
★ ②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★ ③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)

平成30年度 社会資本整備総合交付金チェックシート

計画の名称: 関市地域住宅等整備計画(関市地域住宅計画)

市町村名: 関市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★ ①計画の目標が基本方針と適合している。	○
★ ②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★ ③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★ ④関連する各種計画(住生活基本法等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 (該当するものに○) ア 老朽化した住宅ストックの更新 イ 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保○ エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	○
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	
II. 計画の効果・効率性	
★ ①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★ ②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに○) ア 80点以上 イ 60～79点 ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★ ①事業熟度が十分である。	○
★ ②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★ ③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

(★は必須事項)